

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（遺族給付基礎額）</p> <p>第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。第十二条第一項及び第十四条第一項において同じ。）に百分の七十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千四百円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算</p>	<p>（遺族給付基礎額）</p> <p>第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。第十二条及び第十四条第一項において同じ。）に百分の七十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額</p>

定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

3 前二項の規定にかかわらず、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子又は父母であつた場合における遺族給付基礎額は、前二項の規定により算定した額に四千二百円を加えた額とする。

（休業加算基礎額）

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者とその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を休業加算基礎額とする。

一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 三千二百円

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に

（新設）

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者とその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。

（新設）

応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(障害給付基礎額)

第十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 (略)

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 五千九百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

別表第一 (第五条関係)

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢 (略)	最高額	最低額
	八、〇〇〇円	六、四〇〇円
六十歳以上		

(障害給付基礎額)

第十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 (略)

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

別表第一 (第五条関係)

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢 (略)	最高額	最低額
	八、〇〇〇円	五、七〇〇円
六十歳以上		

別表第二（第五条関係）

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額		最低額	
(削る)				
二十歳以上二十歳未満	六、九〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	八、六〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、九〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一〇、八〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一一、六〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一二、一〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、五〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	八、〇〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
六十歳以上				

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額		最低額	
(削る)				
二十歳以上二十歳未満	三、八〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
(略)				
四十五歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円

別表第二（第五条関係）

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額		最低額	
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円	四、三〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額		最低額	
二十歳未満	三、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円
二十歳以上二十歳未満	三、八〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
(略)				
四十五歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円

六十歳以上	五、五〇〇円	三、二〇〇円
-------	--------	--------

別表第五（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額		最低額	
(削る)				
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	五、九〇〇円		
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、九〇〇円		
(略)				
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、九〇〇円		
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	五、九〇〇円		
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	五、九〇〇円		
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	五、九〇〇円		
六十歳以上	九、二〇〇円	五、九〇〇円		

六十歳以上	五、五〇〇円	二、三〇〇円
-------	--------	--------

別表第五（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額		最低額	
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円		
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	四、二〇〇円		
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円		
(略)				
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、三〇〇円		
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	四、九〇〇円		
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	四、九〇〇円		
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	四、二〇〇円		
六十歳以上	九、二〇〇円	三、九〇〇円		